

一般廃棄物処理業許可証

山口市下小鯖10363番地の7

タムラエンバイロ株式会社

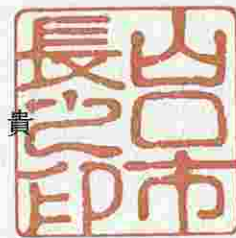
代表取締役 肥後 和男

令和7年2月26日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和7年3月10日

山口市長 伊藤 和貴

記



- | | |
|----------------|---|
| 1 取扱廃棄物の種類 | 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く） |
| 2 収集・運搬・処分の別 | 収集及び運搬 |
| 3 営業所・事務所等の所在地 | 山口市下小鯖10363番地の7
積替保管場所：山口市下小鯖10363番地の7 |
| 4 許可する区域又は事業所等 | 山口市域内 |
| 5 許可の期間 | （自） 令和7年 4月 3日
（至） 令和9年 4月 2日 |
| 6 許可車両 | 別紙のとおり |
| 7 許可条件 | |

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則、山口市一般廃棄物（ごみ等）収集運搬業許可取扱要綱及び市長の指示事項を遵守すること。